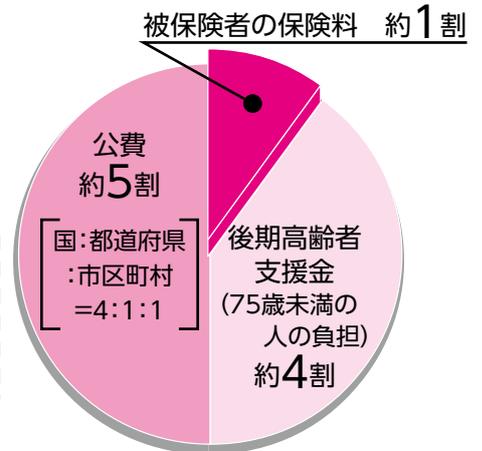


後期高齢者医療制度の保険料率などの改定について

後期高齢者医療制度でかかる医療費(診療を受けたときの自己負担額を除く)は、国・都道府県・市区町村が負担する公費「約5割」、75歳未満の方が負担する後期高齢者支援金で「約4割」を賄い、残った「1割」分を後期高齢者医療制度の被保険者が納める保険料で負担しています。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としています。期間の医療給付費などの財源に充てるため、保険料率の改定を行います。

後期高齢者医療制度の財源



※医療機関で支払う自己負担額は除く

平成28・29年度の保険料率 ▽均等割額 46,984円 ▽所得割率 9.54%	➔	平成30・31年度の保険料率 ▽均等割額 45,379円 ▽所得割率 8.76%
--	---	--

保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者のそれぞれの所得に応じて負担する「所得割率」を合計して、個人単位で計算されます。

平成30年度の保険料賦課限度額は62万円です。(平成29年度は57万円)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1人当たりの保険料} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \text{限度額 62万円} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{45,379円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{[所得金額-基礎控除額(33万円)]} \times 8.76\% \\ \hline \end{array}$$

保険料の軽減

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を次のとおり軽減します。

○収入状況や世帯の構成によって、基準が異なります。

○65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

※平成30年度から「5割軽減」と「2割軽減」の対象が拡大されました。

- ▽【9割軽減(40,842円軽減)】 所得金額の合計が33万円以下で、被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他の所得がない)の場合
- ▽【8.5割軽減(38,573円軽減)】 所得金額の合計が33万円以下で、9割軽減に当てはまらない場合
- ▽【5割軽減(22,690円軽減)】 所得金額の合計が33万円を超え、「33万円+(27.5万円×世帯の被保険者数)」以下の場合《拡大前は「33万円+(27万円×世帯主を除く世帯の被保険者数)」》
- ▽【2割軽減(9,076円軽減)】 所得金額の合計が33万円を超え、「33万円+(50万円×世帯の被保険者数)」以下の場合《拡大前は「33万円+(49万円×世帯の被保険者数)」》

所得割額の軽減

※これまで一定の所得以下の方の所得割額を軽減してきましたが、平成30年度から制度の見直しにより、所得割額軽減制度は廃止されます。

職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減

これまで職場の健康保険などの被扶養者で、自分の保険料を納めていなかった方は、保険料の被保険者均等割額が5割軽減され、所得割額が課せられません。

※軽減割合については、制度の見直しにより、平成30年度から7割軽減から5割軽減となります。